

# 年 金 あ れ こ れ

## 11月に『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます

### 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。税の申告をする場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）の添付が必要です。



年末調整・確定申告まで大切に保管を！

※2月上旬に送付される方の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付するかについては、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

### 控除証明書に関する問い合わせには年金事務所のほか専用ダイヤルを設置します

日本年金機構控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

※専用ダイヤル開設期間 11月4日～翌年3月14日

050または070から始まる電話番号からおかけになる場合は ☎03-6700-1130

受付時間 ○月曜日 午前8時30分～午後7時

○火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の午後7時まで相談を受付します。

なお、12月27日～1月5日まではご利用いただけません。

**保険料納付を忘れずに・・・納めて安心 国民年金**

# こ れ か ら の 家 庭 教 育

## 乳幼児の健康な成長発達のために

乳幼児期の子どもを持つ親の育児責任は大きいものです。この時期の育て方が将来の人間形成のうえに大きな影響を与えるからです。常に子どもの個性にあったしつけができるようにしなければなりません。

### ◆豊かな心をそだてましょう

見なれないものに出くわしたり、ほしいものが与えられないと泣いていた幼児も、友達が泣いていると心配したり、かわいそうな話を聞いて涙ぐむといった共感や同情心が育ってきます。幼児期の早い時期から子どもに豊かな情操、感受性、創造性が育つように努力する必要があります。

### ◆何にでも興味をもち、知りたがり、ことばも上手になります。

3才をすぎるとことばの数も増え、5才ころまでには話しことばの素地がほぼできあがります。また頭の中でことばを使って物事を考えることもするようになります。正しく話ができて、聞けるようになることが大切です。

子どもの「知りたい欲求にできるだけこたえてやる」ことは知的能力を高めることに役立ちます。本を読みきかせる、良質な音楽を聴き美的な情操を養うなどすることが子どもの能力の向上につながっていきます。

またこの時期に自分の思い通りにならないという「失敗経験」と達成できたという「成功経験」を持たせるようにして自分の力で解決できたということに誇りと自信を持つことができるようにしましょう。

◆「家庭教育のてびき」より 一和寒町青少年育成町民会議一